

石運輸第29号の2  
令和4年4月14日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について」  
の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので、了  
知願います。

北信交旅第5号  
令和4年4月1日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長

「運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について」  
の一部改正について

標記について、別添のとおり自動車局旅客課長から通達があったので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

国自旅第574号  
令和4年3月30日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

「運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について」  
の一部改正について

「運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について（平成14年4月5付け国自旅第5号）」の一部を改正し、別紙の改正欄のとおりとするので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

別 添

国自旅第574号  
令和4年3月30日

一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

「運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について」  
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

## ○運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について（平成14年4月5日付け国自旅第5号）

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">国 自 旅 第 5 号 平成14年 4月 5日 一部改正 令和元年 7月26日 <u>一部改正 令和4年 3月30日</u></p> <p>各地方運輸局自動車(第一)部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局旅客課長</p> <p style="text-align: center;">運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について</p> <p>平成14年2月1日から改正道路運送法が施行されたところであるが、個人タクシー事業者が運転免許取消処分を受けた場合の行政処分等については、下記のとおりとするので遺漏のないよう取り扱われたい。 なお、本件については、社団法人全国個人タクシー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 道路交通法の違反行為により運転免許の取消処分を受けた場合 都道府県警察からの通知により、第二種運転免許の取消処分の事実が判明した場合には、次のとおり取り扱うこととする。 (1) 道路運送法（以下「法」という。）第86条第1項に基づく許可（平成14年1月31日までの免許及び譲渡譲受又は相続の認可を含む。以下同じ。）に付した条件（以下「許可条件」という。）が、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針（平成13年9月12日付け国自旅第78号）」記Ⅱ. 2. の条件（以下「新条件」という。）である事業者 法第40条第1号に該当するものとして、速やかに許可の取消処分の手続を行う。この場合、運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者あてに聴聞の実施通知文書を発送することとし、聴聞の際には都道府県警察が交付した当該運転免許の取消処分に係る処分書を持参させるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">国 自 旅 第 5 号 平成14年 4月 5日 一部改正 令和元年 7月26日</p> <p>各地方運輸局自動車(第一)部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局旅客課長</p> <p style="text-align: center;">運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について</p> <p>平成14年2月1日から改正道路運送法が施行されたところであるが、個人タクシー事業者が運転免許取消処分を受けた場合の行政処分等については、下記のとおりとするので遺漏のないよう取り扱われたい。 なお、本件については、社団法人全国個人タクシー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 道路交通法の違反行為により運転免許の取消処分を受けた場合 都道府県警察からの通知により、第二種運転免許の取消処分の事実が判明した場合には、次のとおり取り扱うこととする。 (1) 道路運送法（以下「法」という。）第86条第1項に基づく許可（平成14年1月31日までの免許及び譲渡譲受又は相続の認可を含む。以下同じ。）に付した条件（以下「許可条件」という。）が、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針（平成13年9月12日付け国自旅第78号）」記Ⅱ. 2. の条件（以下「新条件」という。）である事業者 法第40条第1号に該当するものとして、速やかに許可の取消処分の手続を行う。この場合、運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者あてに聴聞の実施通知文書を発送することとし、聴聞の際には都道府県警察が交付した当該運転免許の取消処分に係る処分書を持参させるものとする。</p>

(2) 許可条件が新条件でない事業者（新条件への変更手続が未了の事業者）  
運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者を呼び出し、監査を実施し、当該運転免許の取消処分の原因となった行為等に関し、道路運送法令違反が認められた場合には、所要の行政処分手続を行うものとする。なお、当該事業者については、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）」記I. 2. (3)③に基づき、現に付されている期限の更新は行わない。

## 2. 上記1. のほか許可条件に違反した場合

(1) 違反した許可条件が、「〇〇でなければならない」、「△△すること」等であって、「〇〇でなくなった（△△しなかった）場合には許可を取り消すものであること。」までの記述がなされていないものである場合には、別紙1により取り扱うものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、「一定の時期までに運輸開始（事業開始）をすること。」との条件に違反した場合には、法第16条第2項に基づく業務の確保命令を発動することとし、さらに特段の理由がないにもかかわらず当該命令に従わない場合には、法第40条第1号に該当するものとして、許可の取消処分の手続を行うものとする。

## 3. 許可に付した期限が満了した場合等

(1) 法第86条第1項に基づき許可に付した期限について、その更新申請がなされずに当該期限が満了した場合（許可条件により当該期限の更新を行わないとされている場合及び上記1. (2)なお書きの場合を含む。）には、当該事業者の許可の効力が失われることとなるため、当該事業者に対して速やかに別紙2の通知書を送付するものとする。なお、この場合において、当該期限が満了した者の居所が不明であるときは、当該通知書を公示するものとする。

(2) 個人タクシー事業者が死亡した場合には、当該事業者（以下「死亡事業者」という。）の許可の効力は失われることとなるが、この場合においては、法第37条の事業の相続の認可申請がなされた場合を除き、死亡事業者の相続人又は同居人等が法施行規則第66条第1項第3号に基づく届出を行う必要がある。なお、死亡事業者が譲渡譲受認可申請中である場合には、当該譲渡譲受認可申請事案は却下処分となるが、死亡後60日以内に死亡事業者の相続人のいずれかの者が代表して当該譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書面が提出された場合に限っては、事業の相続に係る手続を省略し当該譲渡譲受認可申請が継続しているものとみなすこととする。ただし、代表者からの譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書面の提出後、可能な限り早期に死亡事業者の相続人全員から譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書面を提出させることとする。

また、死亡事業者の生前に譲渡譲受認可申請がなされず、死亡後60日以内に死亡事業者の相続人のいずれかの者が代表して譲渡譲受認可申請を行うことに同意する旨の書面とともに同申請が行われた場合には、事業の相続に係る手続きを省

(2) 許可条件が新条件でない事業者（新条件への変更手続が未了の事業者）  
運転免許の取消処分に係る都道府県警察からの通知を受け、当該事業者を呼び出し、監査を実施し、当該運転免許の取消処分の原因となった行為等に関し、道路運送法令違反が認められた場合には、所要の行政処分手続を行うものとする。なお、当該事業者については、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）」記I. 2. (3)③に基づき、現に付されている期限の更新は行わない。

## 2. 上記1. のほか許可条件に違反した場合

(1) 違反した許可条件が、「〇〇でなければならない」、「△△すること」等であって、「〇〇でなくなった（△△しなかった）場合には許可を取り消すものであること。」までの記述がなされていないものである場合には、別紙1により取り扱うものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、「一定の時期までに運輸開始（事業開始）をすること。」との条件に違反した場合には、法第16条第2項に基づく業務の確保命令を発動することとし、さらに特段の理由がないにもかかわらず当該命令に従わない場合には、法第40条第1号に該当するものとして、許可の取消処分の手続を行うものとする。

## 3. 許可に付した期限が満了した場合等

(1) 法第86条第1項に基づき許可に付した期限について、その更新申請がなされずに当該期限が満了した場合（許可条件により当該期限の更新を行わないとされている場合及び上記1. (2)なお書きの場合を含む。）には、当該事業者の許可の効力が失われることとなるため、当該事業者に対して速やかに別紙2の通知書を送付するものとする。なお、この場合において、当該期限が満了した者の居所が不明であるときは、当該通知書を公示するものとする。

(2) 個人タクシー事業者が死亡した場合には、当該事業者（以下「死亡事業者」という。）の許可の効力は失われることとなるが、この場合においては、法第37条の事業の相続の認可申請がなされた場合を除き、死亡事業者の相続人又は同居人等が道路運送法施行規則第66条第1項第3号に基づく届出を行う必要がある。なお、死亡事業者が譲渡譲受認可申請中である場合には、当該譲渡譲受認可申請事案は却下処分となるが、死亡後60日以内に死亡事業者の相続人全員が当該譲渡譲受認可申請の継続に同意する旨の書面が提出された場合に限っては、事業の相続に係る手続を省略し当該譲渡譲受認可申請が継続しているものとみなすこととする。

また、死亡事業者の生前に譲渡譲受認可申請がなされず、死亡後60日以内に死亡事業者の相続人全員が譲渡譲受認可申請を行うことに同意する旨の書面とともに同申請が行われた場合には、事業の相続に係る手続きを省略し、当該申請に

<p>略し、当該申請にかかる審査を行うこととする。<u>ただし、同申請後、可能な限り早期に死亡事業者の相続人全員から譲渡譲受認可申請を行うことに同意する旨の書面を提出させることとする。</u></p> <p>附則（令和元年7月26日国自旅第108号） 改正後の通達は、令和元年8月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。</p> <p><u>附則（令和4年3月30日国自旅第574号）</u> <u>改正後の通達は、令和4年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。</u></p>	<p>かかる審査を行うこととする。</p> <p>附則（令和元年7月26日国自旅第108号） 改正後の通達は、令和元年8月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。</p>
--	--

<p>（別紙1）（略）</p>	<p>（別紙1）（略）</p>
-----------------	-----------------

<p>（別紙2）（略）</p>	<p>（別紙2）（略）</p>
-----------------	-----------------